

## 動物の輸出入検疫速報(平成23年3月分)

(単位:頭、羽、群)

	輸 入	輸 出
牛	-	-
豚	180	-
めん羊	-	-
山羊	-	-
その他の偶蹄類	15	-
馬	33	41
その他の馬科	-	1
兎	969	14
鶏	-	-
うずら	-	-
だちょう	-	-
七面鳥	-	-
あひる	-	-
がちょう	-	-
その他のかも目の鳥類	-	-
きじ	-	-
ほろほろ鳥	-	-
初生ひな(鶏)	84,971	-
初生ひな(その他)	-	-
種卵	-	-
みつばち(群)	946	-
指定検疫物以外の動物(注2)	-	18,961
犬	712	1,114
猫	182	405
あらいぐま	-	-
きつね	-	-
スカンク	-	-
サル	437	-

(資料)動物検疫所調べ

(注)1 解放頭羽数ベースの速報値のため、数値が変更となることがある。

2 ※:家畜伝染病予防法第45条第1項第1号に基づく検査を実施した動物。

輸入畜産物検査数量速報（平成23年3月分）

（単位：Kg）

骨類	骨	碎骨	蹄角	骨髄	蹄角粉	その他の骨	計
	2,424,238	916,421	3,750	67,835	67,345	-	3,479,589
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	加熱処理牛肉
	52,961,717	79,066,655	2,242,936	22,495	102	129	362,622
	加熱処理豚肉	加熱処理その他の偶蹄類	ハム	加熱処理ハム	ソーセージ	加熱処理ソーセージ	ベーコン
	1,000,406	-	229,365	227	862,818	2,297,634	145,246
	加熱処理ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	非加熱その他の肉	加熱処理その他の肉
	543	352,324	3,212	35,244,151	-	1,207,232	4,483,491
	家禽加熱処理肉	加熱処理その他の家禽肉					計
29,706,714	2,639,788					212,829,807	
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	加熱処理牛の臓器	加熱処理豚の臓器	加熱処理その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器
	256,739	14,486	2,498	-	-	-	55,925
	消化管等	加熱処理消化管等	ケーシング	脂肪	非加熱その他の臓器	加熱処理その他の臓器	加熱処理家禽臓器・消化管
	2,136,355	296,268	362,178	1,819,007	4,464	-	341,807
加熱処理その他の家禽臓器						計	
7						5,289,732	
卵類	食用殻付卵	液卵	その他の卵				計
	7	686,689	0				686,697
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	1,948,371	160,296	-	46	46,911	-	172,624
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
51,950	-	-				2,380,198	
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	625	-	38,732	-	3,935	1,832
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
22,120	259,221	-	4,643			331,107	
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	皮粉・羽毛粉			計
	157,029	50	-	-			157,079
その他畜産物	精液（アンブル）	受精卵（個）	ふん・尿				計
	45,203	166	-				0
わら類	穀物のわら	飼料用の乾草	その他				計
	18,267,470	62,655	45,452				18,375,577
							総計
							243,529,786

資料）動物検査所調べ

- （注）
1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。
  2. 携帯品・郵便物として輸入されたものは除く。
  3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他かも目由来の肉、ハム、ソーセージ、ベーコン
  4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎、犬の臓器を含む。
  5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。
  6. 「その他の肉（臓器）」には、餃子やピザなど肉（臓器）を含む調製品である。
  7. 「加熱処理肉」、「加熱処理ソーセージ、ハム、ベーコン」、「その他の加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した処理施設
  8. 「家禽加熱処理肉」は、農林水産大臣の指定した施設で加熱処理された、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及び
  9. その他の畜産物の計に精液、受精卵は含めない。
  10. 総計に「その他の畜産物」は含めない。

輸出畜産物検査数量速報（平成23年3月分）

（単位：Kg）

骨類	骨	碎骨	蹄角	骨髓	生骨粉	加熱処理骨粉	蹄角粉
	-	-	-	-	-	-	-
	その他の骨						計
	-						0
肉類	牛肉	豚肉	めん羊肉	山羊肉	シカ肉	その他の偶蹄類肉	ハム
	47,631	98,889	-	-	-	-	546
	ソーセージ	ベーコン	馬肉	兎肉	家禽肉	犬肉	その他の肉
	1,998	375	6	-	99,959	-	25,182
							計
						274,586	
臓器類	牛臓器	豚臓器	その他の偶蹄類の臓器	偶蹄類以外の臓器	消化管等	ケーシング	脂肪
	-	101	-	36	22,346	-	-
	非加熱 その他の臓器						計
	-						22,483
卵類	殻付卵	液卵	その他の卵				計
	8,566	-	-				8,566
皮類	牛皮	豚皮	めん羊皮	山羊皮	シカ皮	その他の偶蹄類の皮	馬皮
	1,324,651	6,263,974	-	-	-	-	-
	兎皮	犬皮	その他の皮				計
	-	-	-				7,588,625
毛類	牛毛	豚毛	羊毛	山羊毛	シカ毛	その他の偶蹄類の毛	馬毛
	-	-	-	95	-	-	26
	兎毛	羽毛	犬毛	その他の毛			計
	-	30,916	-	-			31,037
ミール類	血粉	肉粉	肉骨粉	羽毛粉			計
	200	-	-	-			200
その他畜産物	精液 (アンブル)	受精卵 (個)	ふん・尿				計
	-	-	108,000				108,000
							総計
							8,033,497

資料) 動物検査所調べ

- (注) 1. 解放重量ベースの速報値の為、数値が変更となることがある。  
 2. 携帯品・郵便物として輸出されたものは除く。  
 3. 「家禽肉」は、鶏、あひる、うずら、がちょう、だちょう及びその他のかも目由来の肉である。  
 4. 「偶蹄類以外の臓器」には、馬、家禽、兎、犬の臓器を含む。  
 5. 「消化管等」には、消化管、子宮及び膀胱を含む。  
 6. 総計に「その他の畜産物」は含めない。  
 7. その他の畜産物の計に精液、受精卵、未受精卵は含めない。